



平成 21 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社東理ホールディングス  
コード番号 (5856) 上場取引所 東  
代表者名 代表取締役社長 福村 康廣  
問合せ先 取締役経営企画室長 忍田 登南  
T E L (03) 3548-1014

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（平成 21 年 5 月 28 日）開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 5 期定時株主総会におきまして、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 第 5 期定時株主総会におきまして、別途付議する予定の株式併合に伴い、既存株主様の議決権等の権利や市場での売買の利便性が損なわれないように考慮し、株式併合の効力発生を条件として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) (以下「決済合理化法」といいます。) が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
  - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第 7 条、第 8 条第 2 項、第 11 条第 3 項) ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので経過措置としてその旨附則を設けるものであります。
  - ② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号) が廃止されたことに伴い「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 9 条、第 11 条第 3 項)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 今後の日程

平成 21 年 6 月 26 日 第 5 期定時株主総会開催

(参考) 単元株式数の変更につきましては、本日、別途「株式併合および単元株式の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第7条 当社は株式に係る株券を発行する。	(削除)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u>	第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 (削除)
第9条 当社の株主（ <u>実質株主を含む。</u> 以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 条文省略 (3)	第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (3)
第10条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
第11条 (条文省略) 2 (条文省略) 3	第10条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3
当社の株主名簿（ <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> ）、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u>	当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
(新設)	(以下、条数を繰り上げる)
	(附則)
	第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
	第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。

以上